



障害のある子どもの教育について（平成18年6月定例会）

特別支援教育では障害のある子供たちが、これまで以上に地域の学校で学ぶことが出来るようになります。盲、聾、養護学校はそうした学校への支援や障害種別に関わらず子供たちを受け入れる特別支援学校として、地域のセンター的役割をもつこととなります。

このため、昨年度は、児童生徒の教育的ニーズを把握し支援するための個別の教育支援計画が、全員のお子さんについて作成され、また本年度は8つの養護学校でモデル研究に取り組んでおられると聞いています。

今後、盲・聾・養護学校が障害児教育のセンター的機能としての役割を果たすために、どのように取り組まれるのか、ご所見をお伺いいたします。

また、障害のある子ども達が自立することを支援したいという一心から、夏休み中に登校することができるシステムがあればという思いをお伝えしまして、私の一般質問を終わらせて頂きます。

【教育長答弁】

この度の学校教育法の改正により、特別支援学校に新たにセンター的機能が位置付けられ、地域の小・中・高等学校等に対して、教育に関する助言や支援を行うこととされたところであり、現在、特別支援教育センターの中心となります地域コーディネーターの専門性の向上や養成に取り組んでおります。

また、相談や支援については、理学療法士等による専門的な相談・支援、大学やNPO等との協働によるボランティアの養成、産業界等の参画による職業教育の充実など、その地域における福祉、医療、労働等の関係機関とのネットワークづくりも進めているところであります。

さらに、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行うには、個別の教育支援計画が重要であり、本年度は、小・中学校においても積極的に推進することとしています。

今後とも、障害の状況等に応じた、きめ細かな支援を行う特別支援教育の推進に積極的に取り組んでまいります。